

そのアイデア
いいね!

みんなで まちづくりを考えよう!

〔詳細〕 市民生活課（市民協働担当） ☎ 381-1124

「江別市自治基本条例」って知ってますか？

平成 21 年 7 月に施行された「江別市自治基本条例」はまちづくりの理念やルールなどを定めた条例で、自分たちのまちのことは自分たちで考えて決める「市民自治」の実現が目的です。

この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会、市長などはこの条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。条例施行から 8 年が経過し、改めて条例の概要のお知らせと、新しい取り組みについてご紹介します。

なんだか
難しそう…

そんなことないよ!
一緒にみてみよう!

Q. 条例にはどんなことが書かれているの？

A. 市民自治の基本理念と基本原則、市民や議会、市長などの役割と責務などが書かれています。

市民一人一人が自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加・協働しながら、より良いまちづくりを推進することを基本理念としています。その理念を具体化するため、「情報共有」「市民参加・協働」「信託と責任」を基本原則に掲げています。詳細は「条文と解説（公表場所は次項参照）」をご覧ください。

Q. なぜ自治基本条例が必要なの？

A. 自分たちのまちを、自分たちの責任でつくっていくために、まちづくりのルールが必要となりました。

平成 12 年の地方分権改革で、市町村と国は協力し合う対等な関係になりました。つまり、自分たちのまちのことを、自分たちで考え、自分たちの責任で、住みよいまちをつくっていくことになりました。こうした中で、市民とともにまちづくりを進めていくためには、まちづくりの基本事項を体系化し、分かりやすく定める必要がありました。

市内4大学の学生と連携！ 条例啓発リーフレット作成中！

自治基本条例は、4年を超えない期間ごとに見直しが行われます。

見直しの検討のために昨年度設置した江別市自治基本条例検討委員会から、条例の認知度が低いため、分かりやすく、親しみやすいリーフレットの作成や市民参加手続きのPRなどが提言されました。

また、検討する際に実施した自治基本条例アンケートでは、20〜30歳代の若い世代の条例認知度が特に低かった

ため、市内の大学生と協働で条例の啓発リーフレット作成に取り組んでいます。

6月から7月にかけて、公募した市内4大学の学生によるワークショップを行い、主に市民参加と市民協働について話し合い、リーフレットに盛り込む内容を考えました。その結果を踏まえて、北海道情報大学でデザインを学ぶ学生と協力し、年内の完成を目指して、リーフレットを作成しています。

学生との協働による啓発リーフレット作成ワークショップ



協働とは…

市や市民が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。

まちづくりに関する資料を公表しています

- ・自治基本条例
条文と解説
- ・自治基本条例検討委員会
提言書を受けての
今後の取り組み
- ・平成28年度
市民参加実施状況

市ホームページ、市役所情報公開コーナー、各公民館、住区会館、情報図書館で公表しています。

市民参加の方法

市民参加条例で定めている、5つの市民参加の方法を紹介します。実施の際は、広報えべつやホームページなどでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

- 1. 附属機関などの設置**
学識経験者、市民などが、話し合いを通じて合意形成します。審議会、委員会、協議会などがあります。
- 2. パブリックコメントの実施**
市の重要な計画などの案を広く公表し、市民から意見をもらいます。また、その意見に対する市の考え方を公表します。
- 3. 市民説明会の開催**
事業の目的や内容などを市民に説明し、その内容に対し直接意見を聞きます。
- 4. ワークショップの開催**
さまざまな立場の市民が集まって、意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめます。
- 5. アンケート調査の実施**
市民の意見や意向を把握し、施策の立案、評価する資料とするために実施します。

まちづくりを支える市民活動団体をご紹介します！ 江別市民活動見本市

日時：9/24(日)
10:00～16:00

会場：野幌町10-1 イオンタウン江別2階 江別市民活動センター・あい

市民活動団体のパネル展示・映像コーナーのほか、子育て支援ワークスきらきらによるゲームコーナーや北海道ブックシェアリングによるビブリオバトルなどを開催します。参加団体やスケジュールの詳細は「市民活動センター・あい」のホームページでお知らせします。

(HP=<http://center-i.jp>) [\[詳細\]](#) NPO 法人えべつ協働なっとわーく ☎ 374-1460

